

## 見附市訓令第8号

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

見附市長 稲田亮

### 見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程（平成16年見附市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	勤務成績	成績率	
		6月	12月
定年前再任用 短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外の職員	5の職員	100分の123.5以下	100分の126以下
	4の職員	100分の113.5以下	100分の116以下
	3の職員	100分の103.5	100分の106
	2の職員	100分の93.5	100分の96
	1の職員	100分の83.5	100分の86
定年前再任用 短時間勤務職員	3の職員	100分の58.75	100分の61.25
	2の職員	100分の51.25	100分の53.75
	1の職員	100分の43.75	100分の46.25
会計年度任用職員	3の職員	100分の58.75	100分の58.75
	2の職員	100分の51.25	100分の51.25
	1の職員	100分の43.75	100分の43.75

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の規定は、令和7年12月1日から適用する。